平成２６年（再イ）第６号

青森市浜田２丁目11番地６

再生債務者　五十嵐康朗

1　決議に付する再生計画案　平成26年７月18日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年８月22日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年８月22日まで

平成26年７月25日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２６年（再イ）第８号

愛媛県松山市姫原３丁目６番40号　ネオハイツ姫原306号

再生債務者　岩谷　直美

1　決議に付する再生計画案　平成26年７月24日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年８月22日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年８月22日まで

平成26年７月25日　　松山地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第５号

札幌市東区中沼西３条１丁目２番３号

再生債務者　中野　一弘

1　決定年月日時　平成26年７月25日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年８月15日まで

4　一般異議申述期間　平成26年８月29日から平成26年９月５日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再ロ）第１０号

札幌市豊平区平岸１条７丁目１番１―605号

再生債務者　伊藤　喜広

1　決定年月日時　平成26年７月25日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年８月15日まで

4　一般異議申述期間　平成26年８月29日から平成26年９月５日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再ロ）第１０１００号

埼玉県さいたま市北区日進町１―832―10

パインハイツⅡ101

再生債務者　松丸　敏明

1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年８月21日まで

4　一般異議申述期間　平成26年９月４日から平成26年９月25日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１号

熊本県葦北郡芦北町大字白岩373番地１

再生債務者　川添　利藏

1　決定年月日時　平成26年７月24日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年８月21日まで

4　一般異議申述期間　平成26年９月４日から平成26年９月11日まで

熊本地方裁判所八代支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１４号

大阪市平野区平野東３丁目７番11号

再生債務者　宮川　　博

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年７月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年８月21日まで

平成26年７月24日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第２号

京都府亀岡市大井町小金岐旭80番地

再生債務者　松山　大祐

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年７月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年８月25日まで

平成26年７月25日

京都地方裁判所園部支部再生係

平成２６年（再ロ）第３号

京都府亀岡市下矢田町４丁目24番14号ソレイユあさひが丘103号

再生債務者　平井小百合

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年７月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年８月25日まで

平成26年７月25日

京都地方裁判所園部支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１号

秋田県大館市字相染沢中岱101番地１

再生債務者　櫻庭　景子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年７月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年７月25日　秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（再ロ）第８号

仙台市青葉区川平３丁目29番２号

再生債務者　長野　高士

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年７月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年７月25日

仙台地方裁判所第４民事部

企業年金基金変更公告

不二製油企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のとおり公告する。

1．新事務所の所在地　大阪府大阪市北区中之島３丁目６番32号

2．旧事務所の所在地　大阪府大阪市中央区西心斎橋２丁目１番５号

3．変更年月日　平成26年８月１日

平成26年８月４日　　不二製油企業年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両社の株主総会決議は平成二十六年六月二十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kessan.info/985907043.html

（乙）http://www.neetec.co.jp/financal.html

平成二十六年八月四日

東京都新宿区歌舞伎町二丁目四番一〇号

（甲）株式会社東京ビジネスソリューションズ　代表取締役　小泉　進一

東京都中央区新川二丁目八番八号

（乙）株式会社ニークシステムテクノロジー　代表取締役　石橋　渡

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました及び乙の株主総会の承認決議（会社法第三百九十九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は、平成二十六年八月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨をお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月一日

掲載貸借対照表の資産の額　一二兆九三四七億円

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月三日

掲載貸借対照表の資産の額　一〇三兆一五〇号）

平成二十六年八月四日

東京都港区南青山二丁目一六番一号

（甲）株式会社ＣＳＫアシストアシスタンス

代表取締役社長　田財　英喜

宮崎県宮崎市橘通東四丁目一番二号

（乙）ＣＳＫソリューションズ株式会社

代表取締役社長　萩尾　富